

○ 全体 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
1	地方教育行政法に「総合教育会議で協議する」と規定されているが、これまでのどのように協議してきたのか何で確認すればいいのか。	1件	本大綱については、令和8年1月30日(金)開催の令和7年度第1回大石田町総合教育会議において協議を行いました。協議内容については、町のホームページに議事録や会議資料がアップされておりますので、そちらをご確認ください。(町ホームページトップ → 暮らし・手続き → 結婚・子育て・教育 → 教育 → 大石田町総合教育会議)
2	改正前の大綱の評価を行うことが改正にあたってのスタート地点であり、重要な部分と考えるが、現大綱について、どのように振り返り、検証したのか、確認できるものを示すべきではないか。	1件	改正前の大綱の評価については、関係者へのアンケート調査をもとに、毎年取りまとめている、教育委員会事務事業の点検・評価報告書のおり行っております。その集計結果については、町のホームページにアップされております。(町ホームページトップ → 暮らし・手続き → 結婚・子育て・教育 → 教育 → 大石田町の教育 → 令和6年度大石田町教育方針「評価シート」まとめ)
3	大綱は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌して定めることになるが、教育振興基本計画の計画年度は令和9年度までとなっている。参酌すべき基本的な方針が改正された場合の対応は。	1件	国が策定する基本的な方針については、令和10年度に改訂される予定であります。本大綱の内容については、第7次大石田町総合振興計画に基づく部分が多いため、改定後の基本的な方針の内容を確認検討して対応することとなります。
4	国内外との交流活動の推進については、そもそも町として樹立した政策のうち、教育委員会が担う施策をピックアップして記載することが、この大綱の趣旨と思われる。特に、囲みの中の前段の2行は、スケールが大き過ぎて、教育委員会のみでの施策の展開方向の内容だけでは、その目標をクリアできるのかと感じる。囲みの中の目的をもっと絞ったらどうか。	1件	本大綱については、前述のように第7次大石田町総合振興計画の内容を根本にして作成しておりますので、今回の改定については、町の総合振興計画に変更が無い場合、第8次大石田町総合振興計画の策定や次回の改定の際に、改めて本項目の内容を検討いたします。

○ 基本的な方針 5、青少年の健全育成の推進 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
5	参加促進と青少年育成団体との並列表記は、句読点ではなく「及び」ではないか?	1件	ご指摘の通り文言を修正します。

○ 1 地域とともにある学校づくりの推進(2)「引・伸・灯」教育の推進 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
6	「3 生涯学習体制の充実」の囲みには、「子どもから高齢者まで」と記載されており、お年寄りと高齢者をどのように区別しているのか？	1 件	本大綱においては、お年寄りと高齢者の区別はしておりませんので、すべて高齢者に統一して修正します。

○ 2 学校教育の充実(2)社会の変化に対応する教育の推進 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
7	講師が一流、二流、三流かは、誰がいつ、どのような基準で区別するのか？「専門的な知識を有する講師」との言い方もある。	1 件	ご指摘の通り「専門的な知識を有する講師」と文言を修正します。

○ 2 学校教育の充実(3)小中一貫教育に向けた教育内容の工夫と統合への準備 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
8	「3つの小学校の同学年同士と一緒に学ぶ…(略)、学校統合後の新教育課程編成と更新を進め、小学校の統合及び小中学校の円滑な接続を図る。」ではないのか？	1 件	ご指摘の通り文言を修正します。
9	手段と目的が曖昧になっていませんか。この場合、「学校教育の充実」が目的であり、その手段が囲みの中に記載され、その手段の具体的施策が、「施策の展開方向」で示すという構成になっているが、その説明の中に新たに「〇〇のため」という目的を掲げられると、複雑になり分かりづらく感じる。ビジョンとか計画は、手段と目的を明確すればするほど分かりやすいと思われる。あえて、「〇〇のため」と目的を明示して説明されている理由はなにか。	1 件	前段冒頭の「教育環境の充実を図るため、」を削除します。
10	工夫と統合への準備のために、一層推進するのか、教育環境の充実を図るのか、どっち？	1 件	前のコメントの通りです。

○ 2 学校教育の充実 (4)多様なニーズに対応した教育機会の提供 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
11	いじめと不登校は心の問題で片づけていいのか。指導や家庭環境の影響などは、存在しないとの考えか?	1 件	心の問題として片づけているわけではなく、「いじめや不登校」を一例として表記しているものです。指導や家庭環境の影響など子どもたちを取り巻く環境の改善についてもスクールソーシャルワークコーディネーターを配置し、対応してまいります。
12	正確には、「手厚い人員配置、適応支援教室」ではないか。何が手厚いのか示すべき。	1 件	ご指摘の通り文言を修正します。

○ 2 学校教育の充実(5)安全対策・通学対策の推進 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
13	「出没情報が頻発した際には、行政・学校・地域が一体となって安全の確保を図り、クマ出没等の獣害被害を防止する。」ではないか。	1 件	ご指摘の通り文言を修正します。

○ 2 学校教育の充実 (6)学校給食の充実 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
14	「山形連携中枢都市圏連携事業における広域炊飯施設との連携を進め、安全・安心な米飯を学校に提供する」ではないか。「のため」と手段の説明の中に、あえて目的を示した理由は?	1 件	ご指摘の通り文言を修正します。

○ 3 生涯学習体制の充実(1)生涯学習施設「町民交流センター(虹のプラザ)」の積極的活用 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
15	「居場所づくりに努め、積極的な利用の促進に努め」と連続なので、接続詞をつないだ方がすっきりしませんか?	1 件	ご指摘の通り文言を修正します。

○ 4 文化芸術・スポーツの振興 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
16	文化芸術とスポーツは他人に与えるものもあるが、仲間との連帯感や爽快感、達成感を通して自分の人生を豊かにするなど、自ら享受することも大きな意義と思われるが、「与える」と掲げた理由は何か?	1件	ここで表現している「与える」については、他人のみではなく自分も含めたすべての人への影響を表したものです。

○ 4 文化芸術・スポーツの振興(3)主体的な活動を促進する組織体制の確立 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
17	学習団体とはどのような団体を指すか?	1件	ここで言う学習団体については、町の芸術文化協会に所属する団体を表しています。

○ 5 青少年の健全育成の推進 について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
18	法制執務上、読点ではなく「及び」で接続しませんか。「参加促進及び青少年育成団体」	1件	ご指摘の通り文言を修正します。

○ 6 国内外との交流活動の推進 (3)国際化に対応したまちづくり について

No.	意見概要	意見数	町の考え方
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大石田町でない理由は?</li> <li>・「又はと若しくは」は、法制執務上「又は」の方が先にくるはず。</li> <li>・「観光関連施設における分かりやすい対応」とはどんな対応なのか? 何をどのようにして分かりやすくするのか?</li> </ul>	1件	「(3)国際化に対応したまちづくり」については、教育委員会の対応できる範疇を超えている部分が多く見受けられるため、削除します。